

提案書評価基準

評価の視点

評価項目	評価の着目点	評価				
		10点	8点	6点	4点	2点
1 業務実施方針に関する視点						
(1)業務目的・内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的・目標を十分に理解し、提案者の知見が反映された意欲的な提案内容となっている。 ・横浜固有の地域特性や強みなどを理解している。 	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(2)業務実施方針の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨を理解し、求められる成果達成のための有効な業務実施方針が立てられている 	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
2 提案内容に関する視点						
(1)スタートアップ支援ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・試作品等の開発、実証実験、トライアル導入を多角的な分野からサポートする支援者を確保し、ネットワークを形成できる提案となっている。 ・本事業終了後もネットワークを維持できる提案となっている。 	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(2)スタートアップからの企画公募・選定	<ul style="list-style-type: none"> ・募集方法、応募要項は、市内外の多数のスタートアップから応募が集まり、かつ、応募者の質を担保できるものとなっている。 ・選定基準が明確で、かつ、優れた企画を選定できるものとなっている。 ・想定しているスタートアップ及び企画内容の例示は、事業目的や対象とする新事業の考え方に合致するものとなっている。 ・市外のスタートアップと連携する場合は、本事業実施期間中に横浜市内に着地させる戦略は効果的で実現性があるものとなっている。 	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(3)試作品等の開発、実証実験及びトライアル導入の実施及び効果検証	<ul style="list-style-type: none"> ・実施及び効果検証は、事業目的が達成できる手法となっている。 ・事業計画書の様式や記載事項は実施から効果検証を完遂するために適切な内容となっている。 ・支援ネットワークを効果的に活用している。 ・スタートアップの成長発展につながる工夫は効果的なものとなっている ・トライアル導入先を確保のための工夫は効果的なものとなっている。 	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る

(4)効果的な情報発信	・スタートアップや支援者に訴求できる媒体、手法となっている。 ・本事業への参加者の確保にとどまらず、本事業への参加者以外のスタートアップや、スタートアップ支援者からも横浜への関心を引き寄せるものとなっている。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(5)業務目的達成の実現性	・横浜経済の持続的な成長につながる新ビジネスの創出と、スタートアップの成長促進という本事業の目的達成のために実現性のある提案がなされている。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(6)提案者によるその他提案事項	・提案者による独自の業務により、本事業の内容がより充実したものになる提案がなされている。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る

3 実施体制に関する視点

(1)運営事務局の設置、従事スタッフの構成・専門性・人数など	事業に必要な経験・専門性がある担当者が配置され、連携体制がとれる構成・人数となっている。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(2)運営計画の妥当性	事業の実施について、実現可能なスケジュールが具体的に記述されている。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(3)類似業務の実績	過去に類似事業の実績があり、その事業内容や事業手法が評価でき、契約期間中事業を継続して実施するための組織及び体制が整っている。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点：優れている、8点：やや優れている、6点：普通、4点：やや劣る、2点：劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

なお、1(1)、2(1)、2(2)、2(3)、3(1)について、1項目でも2点の評価があった場合は、失格とする。

評価項目(加算項目)	評価の着目点
4 企業としての取組に関する視点	
①ワークライフバランスに関する取組	
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている	取得している、または認定されている
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている	認定されている
②障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	達成している(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)
③健康経営銘柄、健康経営優良法人の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	認定若しくは認証を受けている。
5 市内の中小企業であること	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業
小計	
合計	

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。なお、1(1)、2(1)、2(2)、2(3)、3(1)について、1項目でも2点の評価があった場合は、失格とする。